

令和4年度第3回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年6月10日(金)
招集場所	米子市役所旧庁舎3階603会議室
開 会	午前10時00分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員 13番 田子博康委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	3番 井田時夫委員 10番 関本五郎委員 12番 竹中誠一委員 14番 田中豊委員
出席推進委員	佐々木知俊委員 大塚清徳委員 田口正廣委員 池口稔委員 田中英省委員 長澤誠委員
事務局	日浦事務局長 河野事務局長補佐 妹尾係長 石田主任 馬野主事
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律(昭和25年法律第101号)に基づく農用地利用配分 計画に係る意見照会に対する回答について

#### 4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午前10時00分

議長（田邊会長）

第3回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号7番の公本委員と議席番号8番の小西委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、井田委員と関本委員と竹中委員と田中委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

事務局より、三件お知らせがあります。まず一件目ですが、5条転用案件につきまして、一件取り下げがありました。議案10頁番号28番の淀江町西原の案件は取り下げとなりましたので、削除させていただきますようお願いいたします。

事務局（妹尾係長）

二件訂正をお願いします。3条別紙番号7の申請地の訂正をお願いします。淀江町稲吉〇〇〇番を淀江町稲吉〇〇〇番外に訂正をお願いいたします。次に第4号議案米子市農用地利用集積計画の決定についての、14頁番号6-5及び番号6-6については、期間を5年から1カ月に訂正をお願いいたします。両面印刷で、訂正前と訂正後の差替えをお手許に配布しております。以上です。

議長（田邊会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号7の淀江町稲吉から、番号8の上安曇について、一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。番号7の淀江町稲吉および淀江町高井谷の議案について説明いたします。淀江町稲吉および淀江町高井谷地内の田3筆畑2筆合計4131平方メートルの農地を世帯間で贈与されるものです。取得後の経営面積は変わらず73アールです。番号8番の上安曇および下安曇の議案について説明いたします。上安曇および下安曇地内の田3筆畑6筆合計3552平方メートルの農地を遠方に居住される相続人と、この度合意され贈与されるものです。取得後の経営面積は126アールです。3条許可案件は以上2件のとなります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします

議長（田邊会長）

番号7の淀江町稲吉について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 田中推進委員

それでは、7番について、担当委員から補足説明をいたします。現地調査は5月30日に富田農業委員と共に行いました。申請地は高井谷集落の北西側にある田3筆と畑2筆で、稲吉〇〇〇の〇と〇は一枚の圃場となっており、水稻が植えられており、草刈り等の管理もきちんとされており、畑地につきましても同様できちんと管理がされていました。妻名義から夫に贈与する形で名義変更を行うというもので、耕作、管理についてはこれまでと同様で全く変わりありませんので、問題ないと思います。許可についても問題ないと思いますので、審議のほど、よろしくをお願いします。以上です。

#### 議長（田邊会長）

続きまして、番号8の上安曇について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 大塚推進委員

それでは、補足いたします。先程説明がありましたとおり、上安曇、下安曇の田3筆畑6筆について贈与されるものです。昨年譲渡人の父親が亡くなり、相続した山口在住の一人娘が農地の処分に困り、近隣の受け人に相談し、営農し辛い場所であるが、引き受けてくれることになりました。現在、徐々に手を入れており、将来的には蕎麦を植える予定です。許可についても問題ないと思いますので、審議のほど、よろしくをお願いします。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして5ページをお願いします。議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、番号1の淀江町佐陀について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 長澤推進委員

詳細は議案及び別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、共同住宅を計画したものです。事業計画としては、申請人所有の隣接地と申請地を合わせてアパート3棟を建てる計画です。5月28日に富田委員と現地確認を行いました。造成計画は高さ40センチメートルから60センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として隣地境界に高さ15センチメートルのコンクリートブロックを2段から3段設置いたします。ほか、高さ80センチメートルのフェンスを設置いたします。雨水の排水について敷地内に設置した溜め枡から既設道路に流す計画で問題はありません。汚水の排水について公共下水へ流す計画で問題はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は水管、下水管、ガス管の内2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当いたします。転用については問題ないと思われしますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページをお願いします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ番号18の両三柳から番号20の両三柳について、一括して審議いたします。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

#### 大縄農業委員

18番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、隣接地にある譲受人の自動車修理工場の拡張で駐車場及び資材置場を計画したものです。6月3日に山中委員と現地確認を行いました。造成計画は、43から70センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、隣地境界にL型擁壁高さ110センチメートルを設置します。雨水の排水について地下浸透及び自然流下後農業用用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地ですが、三本松口駅については宅地割合の関係で、駅から1キロメートル以内が第2種農地に該当し、本申請地もその範囲内のため第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

続いて19番と20番の議案について、場所がほぼ隣接しておりますので、一括で説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、19番は農地部分と、もともと宅地であった部分も含めまして、一般住宅を計画、20番は一般住宅及び進入路を計画したものです。6月3日に山中委員と現地確認を行いました。被害防除計画については、19番、20番どちらも同じ計画で、造成計画は、最高40センチメートルの盛土造成を行い、擁壁として隣地境界にL型擁壁高さ80センチメートルを設置します。雨水の排水について、敷地内新設側溝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

高橋農業委員

事務局にお尋ねしたい。第1種農地の転用許可根拠が集落接続ですが、そもそも何戸以上を法律上集落とするのか。それから、集落の接続というのは集落あるいは集落敷地から何メートル以内に接続するのか。

事務局（石田主任）

一種農地の集落接続について、説明します。集落何メートル以内ですとか、どれ位の件数があるかというのは、厳密には定められていません。ケースバイケースですので、相談があった際にはその都度許可権者である県に確認をとっています。

高橋農業委員

では、県の方で一種農地の場合は全て集落接続については、現状を説明して許可を受けているという事ですね。

事務局（石田主任）

そうです。事前協議を経たうえで申請をしていただいています。

高橋農業委員

というのが、一種農地は基本的には生産性の高い農地で守っていかなければならない農地という事なので、その辺の基準が分からなかったものですから。了解しました。

議長（田邊会長）

よろしいですか。その他、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ番号21長砂町から番号22の長砂町について、一括して審議いたします。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

小西農業委員

21番、22番ともに5月28日に佐々木推進委員と現地確認を行いました。21番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については181号線の側道に沿った小さな所です。所有者が埼玉県在住で従来から家庭菜園で借りていた所の一部を駐車場にしたいという事で購入をするものです。造成計画は、最高40センチメートルの盛土造成を行います。雨水の排水について、地下浸透及び自然流下後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意を確認しております。隣接農地、土地改良区については該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

続いて22番の議案について説明します。場所については画面をご覧ください。181号線から南校のグラウンドの方に入って行き、葬仙に行く道に沿った所です。転用目的は、老人ホーム及び駐車場を計画したものです。現状は農作業用の小屋はありますが、ここ数年はほとんど耕作された様子はありません。先に老人ホームの建築予定地の被害防除計画ですが、造成計画は48センチメートルから54センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁80センチメートルから100センチメートルを設置します。雨水の排水



について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。続いて、老人ホームの駐車場における被害防除計画ですが、造成計画は20センチメートル程度の盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁50センチメートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号23の榎原について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 田子農業委員

23番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。令和4年3月総会で農振除外の意見照会があった土地で、このたび農地転用の申請がありました。5月28日に大塚推進委員と、現地確認を行いました。造成計画は、30センチメートルから70センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にL型擁壁高さ100センチメートルを設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から尚徳小学校敷地内水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、尚徳小学校敷地内水路への放流にかかる市の同意、尚徳三ヶ堰土地改良区の意見書を確認しております。農地区分ですが、現在農振除外の手続きが進んでおりまして、農振除外後は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号24の福万について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

24番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。5月31日に福島推進委員と、現地確認を行いました。適切に管理されていました。造成計画は、最高80センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、高さ20センチメートルのコンクリートブロックを4段設置します。雨水の排水について、進入路に排水管を埋設し既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。なお、事業計画としては、画面のとおり、申請地と隣接地の宅地2筆の計3筆を合わせて譲渡人から譲り受け、進入路部分は隣接の住宅の方と持分を2分の1ずつ共有します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ番号25の淀江町中間から番号27の淀江町小波について、一括して審議いたします。担当委員さんから一括して説明をお願いします。

#### 長澤推進委員

25番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。5月28日に富田農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま利用し、転圧・整地のみ行います。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しています。隣接農地は譲渡人の農地のみです。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

26番と27番は連動しておりますので、続けて説明いたします。26番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、既存施設の拡張で濃縮水処理設備の設置を計画したものです。なお、既存の一般廃棄物最終処分場が令和19年3月31日までの一時転用中のため、本申請地も同様の期間の一時転用となります。5月28日に富田農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、高さ20センチメートルから60センチメートルの盛土造成を行います。また、種子散布により法面保護を行います。その他高さ150センチメートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、敷地内に調整池を新設し既存敷地内の防災調整池へ集め、農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、敷地内に排水路を新設し、既存敷地内の防災調整池へ集め、農業用排水路へ流します。農業用道路通行に係る同意、実行組合の同意を確認しています。隣接農地は譲渡人の農地のみです。土地改良区は該当ありません。農地区分は、小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

続きまして、27番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、議案26番で説明いたしました濃縮水処理設備の設置（拡張）工事のための資材置場及び車両置場を計画したものです。一時転用期間は許可日から令和5年8月31日までです。5月28日に富田農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高50センチメートルの盛土造成を行います。周囲は土羽打ちを行います。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。

農業用道路通行に係る同意、実行組合の同意を確認しています。隣接農地はありません。土地改良区は該当ありません。農地区分は、農振農用地に該当します。なお、農振農用地につき米子市農林課へも意見照会を行い、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、本案件は適当である旨の回答をもらっています。一時転用期間は許可日から令和5年8月31日までです。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

小西農業委員

濃縮水処理設備とは、具体的には何をどうするものですか。

事務局（石田主任）

画面をご覧ください。現在は、既存の一般廃棄物最終処分場の滲出水は既存敷地内の水処理設備を経て基準値以下になった処理水と濃縮水とに分かれて、処理水は基準値以下ですのでそのまま放流されますが、濃縮水は今まで埋立地の方へ返送されていました。そうすると中々既存施設内のものが薄まってこないという事がありまして、この度新たに濃縮水の施設を設置される計画をされました。滲出水が水処理設備を経て処理水と濃縮水と、その濃縮水が今回設置されます濃縮水処理設備に送られます。設備内で、熱源で濃縮水を段階的に減容化し、固形物状にします。熱により蒸発した水分は、外部に排出されることなく装置内で冷却して液状にします。それを凝縮水と呼びます。凝縮水は未処理のまま外に出ることなく滲出水と一緒に、水処理設備に戻っていきます。固形物は外に搬送されて別の施設に移されます。そうして、段々と薄まっていくと聞いています。

小西農業委員

仕組みは分かりましたが、大元の処理する水はどこからどのように出てくるものか。

事務局（石田主任）

こちらの航空写真で見ますと、こちらが既存の一般廃棄物最終処分場です。今まで滲出水と呼ばれるものは、ここに来た雨水が、様々な物質に触れたものです。それを既存の水処理施設で処理して基準値以下にしたものを施設の防災調整池に貯めて最後は農業用排水路に流しておられました。濃縮されたものは埋立地に転送して、循環していたという事です。今回新たに設置される申請地も、処理の方法や放流先は今までと変わりません。

池口推進委員

これは環境プラントか。

事務局（石田主任）

そうです。

池口推進委員

川に流すという事だが、塩川に魚を放しているのではないか。鯉が放してあるはずだが、魚は今大丈夫か。

#### 田中推進委員

生物試料として放してあります。元気です。

#### 議長（田邊会長）

よろしいですか。外に質問はございませんか。そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、14ページ番号6-1から15ページ番号6-8までを一括して審議します。番号6-8は、関係者の田子委員は、議事に参与できません。事務局から説明してください。

#### 事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

14頁番号6-1から番号6-2は再設定です。

番号6-3から15頁番号6-7は新規設定です。

番号6-8は再設定です。

番号6-3は利用権設定を受ける者が農地所有適格法人ではないため農地を適切に利用していない場合は契約を解除をする旨の条件が付されます。番号6-5及び6については整備予定地のため期間終了後中間管理権の設定が行われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。はじめに、14ページ番号6-1から15ページ番号6-7について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、番号6-8について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、18ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号6-1から21ページ番号6-17までを一括して審議いたします。番号6-15は、関係者の角委員は、議事に参与できません。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。18ページ番号6-1から21ページ番号6-17まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので14件、Dは期間満了による更新で3件です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。はじめに、20ページ番号6-15について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、残りについて、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、23ページ、議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、24ページ番号1から26ページ番号11までを一括審議します。番号1は、関係者の中本委員は、議事に参与できません。事務局から一括して説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。24ページ番号1から26ページ番号11は近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに、24ページ番号1について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、残りについて、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（河野事務局長補佐）



報告いたします。

29ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、1件を受理しています。

30ページから31ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、8件を受理しています。

次に、32ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、1件を受理しています。

次に、33ページの非農地現況証明について、2件を証明しています。

次に、34ページの農地転用現況確認書交付について、2件を交付しています。

次に、35ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

次に、36ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件報告を受けています。報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局（日浦事務局長）

本日は赤井手の所の工業団地を拡張するという計画がございまして、いずれ農振除外及び農地転用の話が出てくると思います。経済戦略課の宮本室長に説明にお越しいただきましたので、よろしく申し上げます。

経済戦略課（宮本室長）

本日は、お忙しい中お時間をいただきまして、ありがとうございます。現在本市が計画しております産業用地につきまして、ご説明いた

します。お手許の資料をご覧ください。まず、事業の概要ですが、予定地は資料裏面の地図の通り赤井手地内です。平成31年に完成しております米子インター周辺工業用地を南側に約5ヘクタール拡張する計画です。今回は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、所謂農産法を活用しての事業で、これに乗っ取った手続きを経て農地転用をお願いすることになります。今しばらくお時間がかかると思いますが、その際には、皆様のご理解とご協力をお願いします。これまでの経過ですが、米子インター周辺工業用地の工事と並行して市内に次の産業用地の検討会を設置して検討を進めてきました。市としては市内全域で候補地を挙げておりましたが、企業側が高速道路の沿線に興味を示されて候補地を絞り込んでいったところ、最終的に候補地が、優良農地が広がっているインターチェンジ周辺という状態でした。農地転用が非常に困難な地域と認識していました。令和3年6月に令和2年に実施されました国勢調査の速報値が公表されまして、米子市の人口の増加率が全国の平均を下回り、農産法の活用が可能になりました。農産法を活用しての産業用地整備について鳥取県と協議を開始し、令和3年11月に最終候補地の中から次期産業用地造成予定地として赤井手を決定しました。同月、国勢調査の確定値の公表があり、農産法の実施計画案の策定を開始しました。最後に事業のスケジュールです。今年2月の臨時議会で不動産鑑定手数料の予算が成立し、速やかに鑑定に着手しまして、既に完了しています。コロナ禍で、関係者の方々に集まっていたでの説明会は出来ておりませんが、個別に関係者の方地権者とは訪問して事業の説明を終えています。地権者の方には、基本的に事業用地として土地の売却の同意を得ています。今年度の予算では、特別会計設置して、用地取得費、測量設計委託費を含む費用を予算化しています。それと並行して鳥取県知事に農産法の実施計画を今月中にも提出する予定です。鳥取県知事の同意が得られましたら、その後法的な許認可の手続きに入ります。出来れば12月議会で財産の取得を提案、3月議会は造成工事に係る予算の提案をしたいと考えています。前倒しできることがあれば、しっかりと手順を踏んだ上で前倒しして、なるべく早く着手をして分譲したいと思っています。説明は以上です。

議長（田邊会長）

経済戦略課から現状での説明がありましたが、何か確認したい事がありますか。

また、順次詳しいことが分かり次第報告してもらいたいと思います。続いて事務局から事務連絡をしてください。

事務局（河野事務局長補佐）

7月8日（金）13時30分から、市役所本庁舎401会議室におきまして、7月定例総会を開催予定としております。選挙の関係で、時間・会場が変更になる場合がございますので、次回の議案、事務連絡等をご確認ください。次に、6月の農地相談は、中止とさせていただきます。7月以降につきましては、情勢を見ながら、今後判断してまいります。次に、6月分の活動実績報告書ですが、7月4日（月）までにご提出いただきますと助かります。報告用紙をお配りしておりますが、足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。続きまして、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価」「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画」という資料をお配りしております。これは、担い手への農地の利用集積・集約化や遊休農地に関する措置に関する評価などについてホームページ等で公表しているものです。令和3年度の主な実績としましては、担い手への集積・集約化について、737ヘクタール、新たに農業経営を営もうとする者の参入については2経営体遊休農地の解消実績は45ヘクタールです。令和4年度については、法改正があったため、様式が変わりました。目標としましては、遊休農地解消については、9ヘクタール、担い手への集積・集約化については、令和3年度の実績から69ヘクタール増やし806ヘクタールとしております。また、7月総会におきまして、任期が1年間となっております会長職務代理者の選挙及び運営特別部会の互選会を行う予定としております。なお、広報部会の任期は3年間となっております。私からは以上です。

事務局（日浦事務局長）

市長との懇談会について経過をご説明します。開催の直前になって急に市長の都合が悪くなり、一旦延期となっております。本日は事前に皆様からいただきました質問と回答、その会議で使う予定であった資料を配布しています。また日を改めまして、仕切り直しをして、その資料を基に市長との懇談会を計画しています。続きまして、机の上にカラーの図面とか置いてあると思います。これについて、説明します。意向調査の結果という事で紙を作っていますが、こちらに関しましては、昨年度実施した遊休農地調査でA判定となった方に意向調査をして、その回答で中間管理事業を利用したい旨の意向があったものを分かりやすいようにカラーの図面に落とした物を配布しました。昨年度は一斉に遊休農地の所有者に通知を出しましたので、当分は変わらないと思います。地元の委員さんにそういう農地がそこにあることを理解していただく事が目的です。該当農地を見にいってみるとか、皆様の日頃の活動の一つのツールとして活用し、最適化推進活動にお役立

ていただきますようお願いします。なお、この遊休農地が何らかの形で担い手が出来るのではないかとか更に良い話があれば、活用できる補助制度や隣接農地情報、実際の貸し借りの書類などにつきましては、事務局で相談させていただきます。ですが、まずは皆さんの重荷にならないようにそういう農地があることを認識していただきたい。意向調査のフィードバックがあったとお考え下さい。活動された日は、遊休農地の解消に向けた活動ということで、活動記録簿に記入いただきますようお願いします。私からは以上です。

議長（田邊会長）

事務局から説明がありましたが、皆さんから確認したい事はありますか。

中本農業委員

資料に中間と書いてありますが、本人か中間管理機構に貸してもいいよという事ですか。

事務局（日浦事務局長）

意向調査には、自ら耕作する、中間管理事業とか色々なチェック項目がありますが、その中で、中間管理事業にお願いしたいとチェックが入ったものを集計したものです。

中本農業委員

それに対して中間管理機構はどうやってやるんだというような回答は無かった訳ですね。

事務局（日浦事務局長）

中間管理事業には毎年お出しして、同様な活動をしていただきたい所ですが、中々早々に契約に繋がるという事も少ないと思いますので、併せまして農業委員さんの力をお借りしたいという思いです。

中本農業委員

中間管理機構も積極的に動いていただきたいと我々もお願いしたい。

池口推進委員

その他のことで会長、ちょっといいですか。事務局に三点ほどお願いしたいのですが。まず一点目は、淀江の認定農業者について、ハウスがあって、木が生えて何回か言って、昨年末に言って一か所のハウスは木を切って貰ったが、また草が一杯生えて鳥が巣をしている。この様な人が何故認定農業者か。取り消して欲しい。二点目は、以前農地転換届という事で田に泥を積んで畑にすると行ってた場所があったが、先日富田委員と見に行ったら、全然畑で野菜を作る気配がない。どういう指導をしているのか。三点目は、今津で田から畑にして伯耆町の人が娘が今津に住んでその夫に農業を学ばせるとの事であったが、そこは草がボーボーだった。その管理はどうしているのか。

事務局（日浦事務局長）

認定農業者が畑を荒らしているので辞めさせれば良いじゃないかという事ですが、荒れた農地について地元の委員さんと地権者と一緒に相談をさせていただこうかと思えます。農地転換届の農地については、淀江の委員さん達とは当初から関りを持っていただいて現地確認を行っている所です。中間の報告では、そこに果樹を植えると聞いています。先日も一緒に見に行ったところ、まだ何もされていないので、また、こちらも話をさせていただこうと思えます。4月議案の3条の所ですが、ここも委員さんと一緒に現地確認をしましたが、3条後に耕作しているかどうかは非常に難しい問題で、最初の計画で何とかを作るとして許可を得ていますので、近いうちに耕作されるのだろうと

いう所で、耕作してくださいという事であれば、地元の委員さんを含め、聞き取りをしていくことになろうかと思えます。

池口推進委員

いつまでに結論が出るのか。

事務局（日浦事務局長）

結論が出るのかも分かりませんので、今日は何もお答えできません。また、相談させてください。

議長（田邊会長）

相談の結果も地元委員さんにも報告しながら、基本的には地元の委員さんも一緒になって対応していけたらと思います。他にございませんか。それと、先程市長との懇談というのがありましたが、懇談の前日に中止となりまして、近い内にと考えていますが、今丁度農業が忙しい時期ですので、調整しながら再度市長との懇談は行いたいと思いますので、よろしくお願いします。他に皆さんございませんか。よろしいでしょうか。そういたしますと、これを持ちまして、第3回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午前11時10分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員